

エレベーター（2号機）改修工事仕様書

済生会鹿児島病院

- 1 工事件名 済生会鹿児島病院エレベーター（2号機）改修工事
- 2 工事箇所 鹿児島県鹿児島市南林寺町 1-11
社会福祉法人恩賜財団済生会鹿児島病院
- 3 工事概要 本工事は、既設エレベーターのかご室、乗場扉・三方枠、レール等を流用し、巻上機、制御盤、操作盤、表示器具、着床装置等の制御機器の更新を行う。
- 4 工事期間 契約日から令和5年2月28日まで

5 工事仕様

(1) 既設エレベーター諸元

- ・用途 荷物用
- ・機種 三菱 AC-2 DW-5 ARL
- ・操作方式 1BF
- ・積載量 750kg
- ・速度 45m/min
- ・停止箇所 6か所
- ・台数 1台
- ・設置年月 昭和58年6月

(2) 工事内容

	工事内容	対応
本体仕様	巻上機	取替
	巻上ロープ	取替
	そらせ車	取替
	制御盤	取替
	制御ケーブル	取替
	終点スイッチ（行き過ぎ制限スイッチ）	取替
	着床装置	取替
	はかり装置	取替
	かご上ステーション	取替
	ドアモーター	取替
	ゲートスイッチ	取替
	かご操作盤・インジケータ	取替
乗場呼びボタン・インジケータ	取替	
建築基準法改正 に対する対策	戸開走行保護装置	新規
	耐震対策（A14対策）	新規
	停電時自動着床装置	新規
	地震時管制運転装置（P波・S波）	新規

	工事内容	対応
意匠仕様	天井	取替
	袖壁	取替
	出入口上板	取替
	出入口柱	取替

6 機器の納入・設置

- (1) 納入する機器は、三菱電機製（純製品）のものであること。
- (2) 納入するまでの間に装置の仕様変更やバージョンアップが生じた場合は、最新の仕様で引き渡すこと。
- (3) 納入する機器と入替に撤去予定である当院既設の機器がある場合は、撤去費用及び撤去後に伴う費用を含むものとする。
- (4) 納入に当たっては、総務課長、または、担当者の設置の指示等を受け、設置し検収を受けること。
- (5) 納入に当たり、据え付け工事、設定及び接続費用等が必要な場合は、納入者の負担とし、動作確認を持って完了とする。
- (6) 本機器が正常に稼働するために必要な調整について、納入者の負担により責任を持って実施すること。

7 改修工事後の保守仕様

改修工事後は、以下の保守点検が可能なこと。

(1) 点検・手入れ保全

1回/3か月定期的な点検・手入れ保全(給油・調整等)を現場で行うこと。

(2) リモート点検

昇降機の運行状態を常時記録し、その記録を収集して定期的に昇降機を構成する機器及び運転機能の点検を行うこと。

また、1回/月、予め設定した時間帯に昇降機の自動運転を行い、定期的に昇降機を構成する機器及び運転機能の診断を行うこと。

(3) 異常監視・直接通話サービス

リモート点検装置から対象となる昇降機について次の異常信号を受信した際は、リモート点検装置からの自動通報に基づき適切な処置をとること。(閉じ込め故障、使用不能故障、着床不良、戸開閉不良、制御盤停電、リモート点検装置停電、制御機器温度異常)

(4) 法定点検

1回/年,建築基準法第12条に基づく法定検査を実施し,結果を報告すること。

(5) 機能維持修理

対象となる昇降機において、部品の取替が必要と判断した場合は、機器の構成部品の取替を行うものとする。

(6) エレベーター情報表示

Web上の専用ページへアクセスする2次元コードが記載されたシールを利用者が自身のスマートフォンで読み取ることで、対象となる昇降機に関する休止情報の閲覧や大規模地震時の状況を保守会社へ通報できるサービスを提供すること。

8 施工に関する注意事項

- (1) 入札に際し、本設計書の項目・数量等を再検討し、敷地及び周辺を十分調査の上、応札すること。
- (2) 受注者は本工事の施工に当たり、各種法令及び条例を遵守しなければならない。関係法令に基づく届出等の手続きは、請負業者において遅滞なく行うこと。なお、届出等に要する費用は、本工事に含むものとする。
- (3) 工事着手に際し、工事期間中に問題が生じないように、工事計画・期間・工法について、担当と十分に打ち合わせを行うこと。
- (4) 契約時や完了時には、次に示す書類を作成し、提出すること。

【契約時】

- ・ 請負代金内訳書
- ・ 暴力団排除条例に基づく誓約書
- ・ 労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書
- ・ 着手届

【完了時】

- ・ 工事記録：写真（各工程、特に完成時に隠蔽となる部分の工事中的写真は丁寧に撮影）
- ・ 品質証明、必要な検査結果等
- ・ 完成図書：完成図、補償書等保全に必要な書類
- ・ 完成写真：サービスサイズとし、施工前後が分かるようにA4ファイルに整理する。

- (5) 施工時間は平日（土、日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間を工事に必要な時間とする。
ただし、時間外の作業が必要な場合は、事前に担当と協議する。
- (6) 工事に必要な電気、水は支給する。
- (7) 仮設器材等の盗難防止に留意し、厳重に保管すること。
- (8) 運搬作業従事者は、交通安全規則を遵守し、工事用資材の搬出入において過積載のないように努めること。
- (9) 工事副産物の再利用・処理に当たっては、発生抑制、再利用を原則とし、関係法令に基づき、適正に処理すること。
- (10) 工事現場内は常に整理清掃をおこない、また、仮囲い等で工事現場を囲い、事故の発生防止に努めるとともに、場外へ資材等が飛散しないよう十分養生を行うこと。
- (11) 作業に関しては、患者様や職員の業務に支障を来たさないよう十分注意すること。

- (12) 担当と打ち合わせた事項は、関係する職方に周知を図るものとする。
- (13) 仕様書に記載のない場合であっても、軽微なもので、作業場あるいは技術的に必要なものは、受注者の責任において行うものとする。